

平塚市公共基準点等管理保全要綱

(目的)

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号）第十条に規定する測量標のうち、本市が管理する公共基準点等の管理保全に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「公共基準点等」とは公共基準点及び公共基準点に準ずるものをいう。

2 この要綱において「公共基準点」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 平塚市公共基準点
- (2) 街区三角点・街区多角点
- (3) 基本三角点・基本多角点
- (4) その他本市が管理する基準点で、平塚市公共測量作業規定にて規定する3級基準点と同等以上の精度を持つもの

3 この要綱において「公共基準点に準ずるもの」とは、街区補助点及び街区節点等の本市が管理する基準点で、平塚市公共測量作業規定にて規定する4級基準点相当の精度のものをいう。

(公共基準点等の扱い)

第3条 公共基準点等の区分については、別表に定めるところによる。

(管理保全の主体)

第4条 公共基準点等の管理保全の主管課は、土木部土木総務課とする。

(公共基準点の使用手続)

第5条 公共基準点を使用する者は、あらかじめ公共基準点使用承認申請書(第1号様式)により市長に申請を行い、公共基準点使用承認書(第2号様式)により承認を受けるものとする。ただし、次条第1項の規定による届出をし、又は第8条第1項の規定による承認を受けているときはこの限りでない。

- 2 前項の承認を受けた者は、公共基準点の使用を終了した後、速やかに、公共基準点使用報告書(第3号様式)により市長にその結果を報告しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、神奈川県土地家屋調査士会及び平塚市と境界確定業務委託契約等を締結した者は、あらかじめ公共基準点使用包括承認申請書(第1号様式)により市長に申請を行い、公共基準点使用包括承認書(第2号様式)により公共基準点の使用の包括承認を受けることができる。
- 4 前項の規定により包括承認を受けた者は、その結果を年度末までに、公共基準点使用報告書(第3号様式)により、市長に報告しなければならない。

(工事施工の届出)

第6条 公共基準点の付近で次に掲げる工事等を施工しようとする者（以下「工事施工者」という。）は、あらかじめ公共基準点付近での工事施工届出書(第4号様式)により、市長にその旨の届出を行い、公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。

- (1) 掘削底面端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事等

- (2) 車輛、重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす杭打ち、杭抜き工事等
 - (3) その他公共基準点の機能に支障を来すと認められる工事等
- 2 前項の規定により届出を行った者は、公共基準点付近での工事しゅん工後、速やかに、公共基準点付近での工事しゅん工報告書(第5号様式)により市長にその結果を報告し、市長が行う検査を受けなければならない。

(機能の回復義務)

- 第7条 公共基準点等を一時撤去、滅失、毀損、移転等によりその機能を阻害した者(故意又は過失によりその機能を阻害した工事施工者以外のものを含む。)は、当該公共基準点等の機能の回復を行わなければならない。
- 2 公共基準点等の設置されている土地、建物の所有者又は管理者(以下「土地所有者等」という。)が公共基準点等の撤去又は移転を行う必要が生じた場合は、市長は、公共基準点等の撤去又は移転を行うことができる。
- 3 公共基準点等の設置工事(以下単に「設置工事」という。)に要する費用(既設の公共基準点等の取壊し費用を含む。)及び公共基準点等の測量作業に要する費用は、当該設置工事等を行う者の負担とする。

(設置工事)

- 第8条 公共基準点等の機能回復のために設置工事を行う者(以下「設置工事者」という)は、あらかじめ公共基準点等設置工事申請書(第6号様式)により市長に申請を行い、公共基準点等設置工事施工承認書(第7号様式)により承認を受けなければならない。
- 2 設置工事者は、前項の規定により設置工事を行う場合は、既設の公共基準点標を再利用する(毀損等により再利用することができない場合を除く)とともに、当該公共基準点標と同様の構造により設置しなければならない。
- 3 設置工事者は、設置工事のしゅん工後、速やかに、公共基準点等設置工事しゅん工報告書(第8号様式)により市長に報告し、市長が行う検査を受けなければならない。
- 4 設置工事者は、前項の検査に合格しない場合は、直ちに補修して再検査を受けなければならない。
- 5 設置工事者は、第3項の検査又は前項の再検査に合格した場合は、速やかに、市に公共基準点等の成果を引き渡すものとする。

(公共基準点等の廃止)

- 第9条 公共基準点等の復旧が困難な場合、又は公共基準点等の移転により新たな公共基準点等が設置された場合は、当該公共基準点等を廃止する。

(その他)

- 第10条 この要綱により難しい場合又はこの要綱に定めのない事項については、土木部長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年2月28日から施行する。

【別表】

基準点名称	種類	区分	扱い	例
I NO.〇〇	1級基準点	平塚市公共基準点	1級相当	I NO.1
II NO.〇〇	2級基準点	平塚市公共基準点	2級相当	II NO.37
HO-〇〇	3級基準点	平塚市公共基準点	3級相当	H1-29
SOO-〇〇	3級基準点	平塚市公共基準点	3級相当	S63-66
NO.〇〇-〇〇	3級基準点	平塚市公共基準点	3級相当	No.62-101
10〇〇A	街区三角点	街区基準点	2級相当	1022A
20〇〇A	街区三角点	街区基準点	2級相当	2022A
24〇A	基本三角点	街区基準点	2級相当	2401A
15〇〇A	街区三角点節点	街区基準点	3級相当	1501A
25〇〇A	街区三角点節点	街区基準点	3級相当	2505A
10A〇〇	街区多角点	街区基準点	3級相当	10A46
10B〇〇	街区多角点	街区基準点	3級相当	10B01
20A〇〇	街区多角点	街区基準点	3級相当	20A04
20B〇〇	街区多角点	街区基準点	3級相当	20B16
24A〇	基本多角点	街区基準点	3級相当	24A01
1A〇〇	街区節点	街区基準点	4級相当	1A014
2A〇〇	街区節点	街区基準点	4級相当	2A010
3A〇〇	街区補助点	街区基準点	4級相当	3A025
3B〇〇	街区補助点	街区基準点	4級相当	3B026
3C〇〇	街区補助点	街区基準点	4級相当	3C027
aA~ZA〇〇	街区補助点	街区基準点	4級相当	LA185
24j〇, 24k〇, 24l〇	基本細部点	街区基準点	4級相当	24l010

※〇には1～3桁の数字が入る。